

地震保険制度の改定について

特集・地震保険の改定

鴻 常夫

大月 高

竹内昭夫

田中里子

田辺博通

野村 寛

東京大学教授
〈司会〉

ローン社員

日本ハウジング

東京大学教授

全国地域婦人団体
連絡協議会事務局長日本損害保険協会
副会長大蔵省銀行局
保険第二課長
(五十音順)

I はじめに

鴻 六月一四日に保険審議会のほうで「地震保険制度の改定について」という答申がなされました。答申としては、地震保険に関する問題のほか、生命保険についての答申もついておりますが、今日は地震保険制度の改定についてご討議をお願いしたいといふことでございます。

改定の経緯、趣旨については、のちほど野村さんからお話をあるかと思いますが、制度そのものは四一年発足以来十数年経過しており、その間に部分的な手直しというものがなされて現在の地震保険制度があるわけですが、昨年六月の宮城県沖地震の際の保険金の支払い等について国会あたりでもいろいろな批判等があ

つて、早急に現在の地震保険制度を全般的に見直す必要があるということになり、昨年一月以来保険審議会が中心となつて、制度改定の検討をかなり精力的にやった結果が、六月の一四日に答申といた形でまとまつたわけでございます。

発足当時の制度と比較いたしますと、かなり根本的な制度の改善といいましょうか、重要な改定が行われることになりました。そして、今度の改定は法律制度に深くかかる問題でありますし、「リスト」では、法律制度にかかる重要な問題はできるだけ取りあげて、必要ならば座談会もやろうということで、今回、

野村 私は今回地震保険の改正を担当いたしました事務局おりますが、簡単にご説明いたしたいと思います。

昨年の六月に宮城県沖地震が起きましたが、これは制度が四一年にできましたあと、最初の都市型の地震だったわけですから、そこで初めての経験として、いろいろ問題点が出されたわけです

たが、これは制度が四一年にできました三回、合計一〇回ほど一月から六月にかけまして、各先生に精力的な審議をお願いいたしまして、六月一四日にまとまりましたような答申になつた次第でござります（詳細については、本誌三六頁以下を参照されたい）。

してないということ。三番目の問題は、個々の会社の地震被害に対する査定がまちまちであったのではないかということ。その三つの問題点はそれぞれエントの差はありますが、大きく分けますとその三つが問題点だったと思います。それらのことに対しまして、昨年の一月七日に、大蔵大臣の諮問機関であります保険審議会で正式に損害保険部会を設けまして、地震保険制度の改定につきまして審議会のテーマとして正式に決定し、その後審議会を七回と、また今日出でおられる先生方に一橋大学の木村栄一先生に入っていただきまして、そこで計

II 地震保険制度の改定の
経緯と趣旨III 地震保険制度の内容と
問題点

鴻 では早速、地震保険制度の内容、その一つは、契約者の方に事前に全額にしか担保しないことについて、説明が不十分であったということ。第二点は、現在の地震保険制度が全損のみしか担保

されないということ。

それで、最初に野村さんから地震保

害制度の改定についての保険審議会答申

現在の地震保険制度が全損のみしか担保

されないといふことを、

いま野村さんから宮城県沖地震は、

地震保険制度発足以来の最初の都市型の地震であるということ、そして、その問題点を三つばかり挙げられたわけですが、その二つ目にありましたところの、現行の制度が全損のみ担保ということとで、分損は地震保険制度でカバーしていないという点の問題については、今度の保険審議会の審議の過程では非常に大きな問題だったわけですが、なんらかの形で、分損担保を導入するということで、具体的な案というものを打ち出しているわけでございます。その意味で、最初に、填補すべき損害をどうするかということで、分損担保を導入することになつた点について、野村さんから内容を簡単にお説明いただければと思います。

1 改定の内容とその問題点
(1) 填補すべき損害について

黒すべき損害について

□居住用建物の分損担保導入

野本　いま申しあげました三つの大きな問題点の中で、最大の問題とでもいっていいかと思いますが、それがこの分損を担保するかどうかの問題だったと思います。審議会の途中でも、大月部会長から各委員の先生方、全員にご発言をお願いしたわけでござりますが、その際も各委員の方々、全員の方々がなんらかの形で分損を導入すべきだというご意見をいただきました。

ちよと遡りますが、現在の地震保険制度に分損が入っていない最大の理由は、査定の困難性にあると思います。宮城県

<p>Ⅰ 内容目次</p> <p>はじめに</p> <p>Ⅱ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>地震保険制度の内容と問題点</p> <p>(1) 改定の内容とその問題点</p> <p>(2) 付保割合及び付保金額の限度額の引上げ</p> <p>(3) 引受方法について</p> <p>(4) 保険料率について</p> <p>Ⅲ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>居住用建物の分損担保導入</p> <p>生活用動産（家財）の損害填補</p> <p>損害査定の基準と罹災証明書</p> <p>分損担保というより半損担保</p> <p>居住用建物の場合と家財の場合の違</p> <p>Ⅳ 答申に対する各界の対応</p> <p>1 損害保険業界の対応</p> <p>2 消費者サイドの対応</p> <p>3 行政当局の対応</p> <p>V 答申内容の全体的評価</p> <p>おわりに</p>	<p>Ⅱ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>地震保険制度の内容と問題点</p> <p>(1) 改定の内容とその問題点</p> <p>(2) 保険金の支払について</p> <p>付保割合及び付保金額の限度額の引上げ</p> <p>Ⅲ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>居住用建物の分損担保導入</p> <p>生活用動産（家財）の損害填補</p> <p>損害査定の基準と罹災証明書</p> <p>分損担保というより半損担保</p> <p>居住用建物の場合と家財の場合の違</p> <p>Ⅳ 答申に対する各界の対応</p> <p>1 損害保険業界の対応</p> <p>2 消費者サイドの対応</p> <p>3 行政当局の対応</p> <p>V 答申内容の全体的評価</p> <p>おわりに</p>	<p>Ⅱ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>地震保険制度の内容と問題点</p> <p>(1) 改定の内容とその問題点</p> <p>(2) 民間損害保険会社の責任限度額について</p> <p>額について</p> <p>民間責任限度額と合理的な基準</p> <p>Ⅲ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>居住用建物の分損担保導入</p> <p>生活用動産（家財）の損害填補</p> <p>損害査定の基準と罹災証明書</p> <p>分損担保というより半損担保</p> <p>居住用建物の場合と家財の場合の違</p> <p>Ⅳ 答申に対する各界の対応</p> <p>1 損害保険業界の対応</p> <p>2 消費者サイドの対応</p> <p>3 行政当局の対応</p> <p>V 答申内容の全体的評価</p> <p>おわりに</p>
<p>Ⅱ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>地震保険制度の内容と問題点</p> <p>(1) 改定の内容とその問題点</p> <p>(2) 保険金の支払について</p> <p>付保割合及び付保金額の限度額の引上げ</p> <p>Ⅲ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>居住用建物の分損担保導入</p> <p>生活用動産（家財）の損害填補</p> <p>損害査定の基準と罹災証明書</p> <p>分損担保というより半損担保</p> <p>居住用建物の場合と家財の場合の違</p> <p>Ⅳ 答申に対する各界の対応</p> <p>1 損害保険業界の対応</p> <p>2 消費者サイドの対応</p> <p>3 行政当局の対応</p> <p>V 答申内容の全体的評価</p> <p>おわりに</p>	<p>Ⅱ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>地震保険制度の内容と問題点</p> <p>(1) 改定の内容とその問題点</p> <p>(2) 民間損害保険会社の責任限度額について</p> <p>額について</p> <p>民間責任限度額と合理的な基準</p> <p>Ⅲ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>居住用建物の分損担保導入</p> <p>生活用動産（家財）の損害填補</p> <p>損害査定の基準と罹災証明書</p> <p>分損担保というより半損担保</p> <p>居住用建物の場合と家財の場合の違</p> <p>Ⅳ 答申に対する各界の対応</p> <p>1 損害保険業界の対応</p> <p>2 消費者サイドの対応</p> <p>3 行政当局の対応</p> <p>V 答申内容の全体的評価</p> <p>おわりに</p>	
<p>Ⅱ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>地震保険制度の内容と問題点</p> <p>(1) 改定の内容とその問題点</p> <p>(2) 民間損害保険会社の責任限度額について</p> <p>額について</p> <p>民間責任限度額と合理的な基準</p> <p>Ⅲ 地震保険制度の改定の経緯と趣旨</p> <p>居住用建物の分損担保導入</p> <p>生活用動産（家財）の損害填補</p> <p>損害査定の基準と罹災証明書</p> <p>分損担保というより半損担保</p> <p>居住用建物の場合と家財の場合の違</p> <p>Ⅳ 答申に対する各界の対応</p> <p>1 損害保険業界の対応</p> <p>2 消費者サイドの対応</p> <p>3 行政当局の対応</p> <p>V 答申内容の全体的評価</p> <p>おわりに</p>		

る大都市に、もしかりに大きな地震があつた場合には、各地域に平均して加入されますから、地震というのは当然全国的に起るということはありませんで、一ヵ所に局地的に起るわけですから、量的な問題点は解決されると思います。

いままで話しましたことをまとめますと、最大の理由は損害の査定の困難性でして、そのために当初、四一年に発足いたしましたときには、全損のみしか担保しないで今日に至つたわけでございます。

今度の委員会の先生方のご意見で、なんらかの形で分損も担保しなければいけないという方向で固まりましたので、その際に私どもが最初に考えつきましたことは、損害保険会社の査定に量的な制約がありますから、その解決の方法といったしましては、地方公共団体が発行しておられますところの、公的な証明書といいたしまして、確災証明書という制度がありますから、その解決の方法といつては、そういう国とか、地方公共団体の機関の証明書の、公的な性格によつてあの程度の公共的な裏付けが得られると思ったのが第一点でございます。

第二点は、そういうた公的な確災証明書は市町村が発行するわけですから、それによって国と損害保険会社の査定を、共通的な査定にするようにいたしますれば、損害保険会社の査定の量的な事務といふのが、大幅に縮小されるわけですか

1979.8.15 (No.698)

ジュリスト

ら、それに解決の道を見いだして、公的な罹災証明書を参考にするといったことで、査定の量的困難性につきまして解決の道を図ったわけでございます。

以上 最大の難点がそのようにして解決する道ができましたので、結論といつたましまして、居住用建物と生活用動産、それにつきまして申しあげますと、居住用建物につきましては半損の場合五〇%の金額を、この半壊といいますのは、損害保険会社の査定の基準から試算しますと、約三〇%台の被害にあたりますが、三〇%台から八〇%までにつきましては半損ということで、五〇%の金額をというこにいたしましたわけでござります。この五〇%という金額は、全損の場合に一〇〇%支払いますから、半損の場合に五〇%というのは、契約者の方々からの理解を得やすいということで、五〇%の金額ということにしたわけです。また審議の途中で、かなりの委員の方々からは、半損未満の損害についても支払うべきだというような要望が強かったわけですが、これは、先ほどの公的な罹災証明書は半損の段階しか出ないとということ、さらには、半損未満の損害についても支払うべきだというようになつてあります。

損の段階しか出ないということ、さらに査定が難しいということで、今回は見送りになってしまいます。

査定が居住用建物以上に非常に難しいと
いったことで、現行どおり全損のみが望
ましいと考えたわけですが、審議会の多
くの先生方から、生活用動産について
も、なんらかの形で担保をすべきだと
強い意見が出されましたので、先生方の
お知恵を拝借いたしまして、なんらかの
担保をせざるを得ないという点につきま
しては、妥協の产物といいますか、生
活用動産が収容されている居住用の建物
が半損以上の場合につきまして、保険金
額の一〇〇%程度の、一律の低率で給付す
ることにいたしました。もちろん生活用
動産が全損の場合には、当然全損の金額
を支払うことは現行どおりで同じです
が、収容されている建物が半損以上の被
害を被った場合には、生活用動産の保険
金の一〇〇%を支払うことで、解決する道
を見いだしたわけでございます。

鴻 野村さんからお話をあつたよう
に、今回の地震保険制度改定の最大の問
題点ともいえるのが、この填補すべき損
害を、現行の全損のみ担保にとどめない
で、なんらかの形で分担保を導入する
ことであつたわけですが、そうする場合
に、損害査定の困難性ということとの関
連で、具体的な制度としてどういう案が
考えられるかという点について、審議会
でも一番苦心したところであつたわけで
すが、その内容はいまお話をとおりでご
ざいます。

そこで、その中に含まれる問題点として、居住用建物についてと、生活用動産に対するわち家財についてとで若干取扱いを違えるを得なかつたという点がござりますが、そういう点を含めまして、田辺さんから何かお話し願えましょうか。

田辺 分損担保導入という項目になつておりますが、分損担保などというのは、少しおこがましい表現で、これは審議会で、竹内先生から、むしろ半損担保を作つたというだけの話だ、分損担保などといふないで半損ということでやりなさい、というご注意があつたわけですが、全く、保険の本来の趣旨からいきますと、分損といえば、全損のみならず、その損害率に応じて保険金を払うというが、本来の分損担保だと思うのですが。結局は、一番大きな問題は、巨大災害が起こると非常な件数の罹災者がいる、それをも想定しておかなければならぬ、その際に、一つ一つの損害率を、とにかく地震火災ではなくて、地震による損害というものを査定するという、技術的な非常な難しさ、これは質的にも量的にも難しい問題があるものですから、結局認定の統一基準というものが国土庁から出されておりますので、その基準に合わせた半損ということで踏みきつたらどう

かという具合に、業界でもこれは一番議論をしたところですが、そのような結論になつたわけでござります。

ですから、損害三〇%台以上のものが半損になると、こうおっしゃいましたが、これは本来の保険会社がやつてている保険流に考へると、いわゆる損害率は、三〇から四〇ぐらいの間三十数%に相当するのではないかという推定があるものですから、便宜そういう説明をわれわれもしているわけです。誤解があつてはなりませんのは、これは担保の条件といいますか、損害の程度といふものは、いわゆる損害率によらないで、いまの国統一認定基準にござりますような、いわば物理的なきわめて簡単な判定方法によるということになるだらうと思ひます。ですから、損害保険の形としては非常に特殊のものです。約款にしましても、契約の条件といふものは、半損の定義については、特殊な表現にならざるを得ないということをごぞいます。

□ 損害査定の基準と罹災証明書

鴻　損害の査定の基準を国の認定基準によることにして、しかも実際はそれを市町村が出す罹災証明書によって、実際の査定の困難を大幅に除こうとした点ですが、これは最初に野村さんがお話をなつた三つの問題点のうち、宮城県沖地震の際に、査定がまちまちで、かつ査定が散しかつたのではないかという点が非常

に問題になつたというお話をあつた点と関連するわけですが、そういう問題との関連においても、わたくしは、賢明にしてかつ適切な解決策を見いだしたというふうに思つておりますが、損害の査定に關して國の認定基準によつたとというよくな点について、竹内さん、いかがでしょうか。

□ 分損担保というより半損担保

竹内 その前に、建物について、分損担保という言葉を使わないで半損担保といったほうがいいということを審議会で申しましたのは、分損担保という言葉が使われますと、一〇%の被害があつたときは保険金の一〇%を払つてもらえるという誤解が起きるおそれが大きい、それを恐れたからであります。従来も全損のみ担保ということをはつきりうたつてはすでけれども、いざ地震が起きてみますと、その点についての理解の不足が改めて痛感されるに至りました。したがつて今度は、どんな分損でも担保してくれるのだというような誤解を再びまねくことを恐れたのであります。半損担保を強調すべきだと申したのはそういう趣旨です。

次に、査定については國の統一基準によるということにしたわけですが、本來からすれば、保険会社が自己固有の基準に従つて査定をして保険金を払うというのは当然のことです。國の基準に従つて

地方公共団体が出した証明に依存するというのは、保険としては、本来の筋道ではないというご意見もありましょう。しかししながら、そういういわば便法を認めないという前提で考へるといわれたのは、半損担保ということすらとうてい実現できないという、事実の面からの制約があるわけです。交通・通信手段も大損害を受けたというような事態で、保険会社が総動員をかけたところで、迅速・公平・正確な査定などはどうていどきないでしようし、また、そういう異常事態の下で、保険会社の査定を被害者が信用してくれるだろうかということも懸念されてしまう。そういう意味からいたしのわけですね。そういう意味からいたしますと、国土庁の定めた統一基準による地方公共団体による証明書というものは、現在考へるものとしては、一番望ましい基準だと考えます。これについて

田中 私は、なにしろ地震保険の一年生までいかないで、幼稚園ぐらいのものであります。今回損保のほうには初めて参加いたしましたのだから、むしろ契約者みんなの気持で質問をぶつけたり、いろいろよくご存じの専門家の先生の中では、異質と思える発言もしたと思いますが、なかなかわかりにくいのですね、實際に。

鴻 保険であれば、民間の保険会社が自主的な査定体制の上で自らの査定基準に基づいて損害を査定するというのが本來の姿かもしれないわけですが、大地震が起こって、損害が量的にも非常に大きくなることがあります。あの宮城県沖地震を例にとりまして、農協のほうは、とにかく分損を

は、いかに保険会社がそこを良心的にやつても、被害者、罹災者にはなんとなく不公平であるとか、査定がまちまちではないかというような批難が生じかねません。また保険会社の基準そのものが、自分だけに合わせて自分本位に考へると不合理に見えるというような印象を与える面の問題も起きるのではないか。そういうこととの関連でも、國の認定基準を基準にしたというあたりは、難しい問題を解決するときの窮屈の策としては、解決策として賢明だったのではないかという感じを私は持つてゐるわけですが、田中さんはどのようにお考えですか。

田中 私は、なにしろ地震保険の一年生までいかないで、幼稚園ぐらいのものであります。なまなか納得がいかなかつたわめでは、なまなか納得がいかなかつたわけです。全体をやつてみて、いまの現状で、巨大地震と中小地震を分けていくことの困難性というものが、私なりにやむを得ないのではないかと思いました。そう考へていくと、やはり巨大地震のことを頭におくと、こういう査定の方法、國の統一基準によるものでなければ、もうどうしようもないではないか。たとえば、東京に地震が起きたときに、保険会の査定ができるかどうかといわれれば、私はやはりできないのではないかと。私自身の貧弱な考え方でも非常に難しいと思いますので、そういう点でやむを得ないというふうに思うのですが、た

ピュリスト

だ、それでも中小地震の場合にもう少しきめの細かい方法というものが考えられるといいのに、という考え方は捨てきれないのですが……。

□居住用建物の場合と家財の場合の違い

鴻 摳補すべき損害の問題について、居住用建物のはうについては、いまお話を現段階においてはやむを得ないことだということなのですが、それと家財のはうの取扱いとが若干違うという点についてのお考えはいかがですか。

田中 これもまた難しいですね。やはり、家財の場合に保険があるということは、かけた者がいさというときに、それだけ保険をかけたのだから、そういうときに保険金がもらえるという気持でかけるわけですね。そうすると、宮城県沖地震の場合には、なんと非常に少なかつたですね。五件でしたでしょう。ですからそれを聞いたとたんに、いや、これはなんとかしなければ、家財にかけられるといふこと自体が、不当表示になるのではないかだろうかという考え方なのです。

田辺 宮城県沖地震の場合に五件しかなかったということで、非常に、これはせめて導入していかないと、結局かけたけれどもほんとうに何のためにかけていたんだかわからないという、あとで大きな不満が出るのではないでしょか。しかも難しいというのは、木造建物の場合と、高層住宅マンションの場合と、非常に条件も違いますし……。ですからどう

とうこれも、審議の過程の中で、建物の全損の場合には、それに準じ全損として支払うというようなことにならざるを得なかつたわけです。結局全損の場合そうしたことですが、半損担保を導入することとは不可能だという、それはなんとかならないかという気持は、正直にいっていだときえ生活用動産の場合にマンションや公団、公社に住んでいる人たちがどういうふうな受けとめ方をするのかといふあたりをやはり誤解のないようにしておきませんと……。実際には、建物が全損になるというようなケースは、マンション等について非常に少ないのかどうかというようなことと結びついでると思うのです。ですから、家財の保険に入っている、そして保険料を払っている。しかし事故が起きたとき、免責条項というのが非常に多いわけですよ。

大月 一般保険者の心理としまして、保険に入っている、そして保険料を払っている。しかし事故が起きたとき、免責条項というのが非常に多いわけですよ。それで、当然もらえると思っている保険金がもらえないというのが一般的なのですね。これは免責問題ですから、いまの問題とは保険の原理からいって違います

が、やはり保険はかけて保険料は支払っている。しかし、事故は起きたのだが保険金はもらえないという現象は同じなのです。世の中の常識としてそういう面がないのと同じではないかというような批判を受けているわけですが、あの場合、幸いにして火事が起こらなかった。地震の場合に往々にして、大きな火災が起るということを考えているのですから、少なくとも発足してから今までの制度の考え方というのは、家財について

とうことは、もう少しきめの細かい方法というものが考えられるといいのに、という考え方は捨てきれないので……。

鴻 摋補すべき損害の問題について、居住用建物のはうについては、いまお話を現段階においてはやむを得ないことだということなのですが、それと家財のはうの取扱いとが若干違うという点についてのお考えはいかがですか。

田中 これもまた難しいですね。やはり、家財の場合に保険があるということは、かけた者がいさというときに、それだけ保険をかけたのだから、そういうときに保険金がもらえるという気持でかけるわけですね。そうすると、宮城県沖地震の場合には、なんと非常に少なかつたですね。五件でしたでしょう。ですからそれを聞いたとたんに、いや、これはなんとかしなければ、家財にかけられるといふこと自体が、不当表示になるのではないかだろうかという考え方なのです。

田辺 宮城県沖地震の場合に五件しかなかったということで、非常に、これはせめて導入していかないと、結局かけたけれどもほんとうに何のためにかけていたんだかわからないという、あとで大きな不満が出るのではないでしょか。しかも難しいというのは、木造建物の場合と、高層住宅マンションの場合と、非常に条件も違いますし……。ですからどう

は、とくに火事の場合は、家財はほとんど全損の場合が多いのではないかと思います。そういうことを頭において意味付なかつたわけです。結局全損の場合そうしたことですが、半損担保を導入することとは不可能だという、それはなんとかならないかという気持は、正直にいっていだときえ生活用動産の場合にマンションや公団、公社に住んでいる人たちがどういうふうな受けとめ方をするのかといふあたりをやはり誤解のないようにしておきませんと……。実際には、建物が全損になるというようなケースは、マンション等について非常に少ないのかどうかというようなことと結びついでると思うのです。ですから、家財の保険に入っている、そして保険料を払っている。しかし事故が起きたとき、免責条項というのが非常に多いわけですよ。それで、当然もらえると思っている保険金がもらえないというのが一般的なのですね。これは免責問題ですから、いまの問題とは保険の原理からいって違います

が、やはり保険はかけて保険料は支払っている。しかし、事故は起きたのだが保険金はもらえないという現象は同じなのです。世の中の常識としてそういう面がないのと同じではないかというような批判を受けているわけですが、あの場合、幸いにして火事が起こらなかった。地震の場合に往々にして、大きな火災が起るということを考えているのですから、少なくとも発足してから今までの制度の考え方というのは、家財について

が、とくに火事の場合は、家財はほとんど全損の場合が多いのではないかと思います。そういうことを頭において意味付なかつたわけです。結局全損の場合そうしたことですが、半損担保を導入することとは不可能だという、それはなんとかならないかという気持は、正直にいっていだときえ生活用動産の場合にマンションや公団、公社に住んでいる人たちがどういうふうな受けとめ方をするのかといふあたりをやはり誤解のないようにしておきませんと……。実際には、建物が全損になるというようなケースは、マンション等について非常に少ないのかどうかというようなことと結びついでると思うのです。ですから、家財の保険に入っている、そして保険料を払っている。しかし事故が起きたとき、免責条項というのが非常に多いわけですよ。それで、当然もらえると思っている保険金がもらえないというのが一般的なのですね。これは免責問題ですから、いまの問題とは保険の原理からいって違います

が、やはり保険はかけて保険料は支払っている。しかし、事故は起きたのだが保険金はもらえないという現象は同じなのです。世の中の常識としてそういう面がないのと同じではないかというような批判を受けているわけですが、あの場合、幸いにして火事が起こらなかった。地震の場合に往々にして、大きな火災が起るということを考えているのですから、少なくとも発足してから今までの制度の考え方というのは、家財について

が、とくに火事の場合は、家財はほとんど全損の場合が多いのではないかと思います。そういうことを頭において意味付なかつたわけです。結局全損の場合そうしたことですが、半損担保を導入することとは不可能だという、それはなんとかならないかという気持は、正直にいっていだときえ生活用動産の場合にマンションや公団、公社に住んでいる人たちがどういうふうな受けとめ方をするのかといふあたりをやはり誤解のないようにしておきませんと……。実際には、建物が全損になるというようなケースは、マンション等について非常に少ないのかどうかというようなことと結びついでると思うのです。ですから、家財の保険に入っている、そして保険料を払っている。しかし事故が起きたとき、免責条項というのが非常に多いわけですよ。それで、当然もらえると思っている保険金がもらえないというのが一般的なのですね。これは免責問題ですから、いまの問題とは保険の原理からいって違います

が、やはり保険はかけて保険料は支払っている。しかし、事故は起きたのだが保険金はもらえないという現象は同じなのです。世の中の常識としてそういう面がないのと同じではないかというような批判を受けているわけですが、あの場合、幸いにして火事が起こらなかった。地震の場合に往々にして、大きな火災が起るということを考えているのですから、少なくとも発足してから今までの制度の考え方というのは、家財について

で大量処理をし、しかも迅速にやらねばいけないという社会的な要請がある。しかもその結果としてもう一つ公平という問題がありますから、査定ができないような客観的条件のもとで、無理をすれば必ず不公平が起きて、今度はそっちのほうの不満が起きる。これもやはり、保険制度で一番怖いわけです。ですから、保険料は払ったけれども保険金はもらえないという問題と、不公平という問題との間を、人間の限りある能力の中でどうするかという、そういう問題として、考えざるを得ないと考えたわけです。

それで、途中で私も申し上げたことがあります。もう少し科学が発達すれば赤外線写真に写すなり、航空写真で写すなり、何かわかりませんが、新しい近代科学を使って、きちっと査定さえできれば、みんな比例担保でいいわけですね。しかし、いまの段階でいえば、いくらやるうと思つても無理をすれば逆のマイナスのほうが大きいということであり今度のような結論がぎりぎりなのではないでしょうか。農村は農村で、物件が散在しているということで、件数が少ないわけです。件数が少ないと、担保が多いということは、量的な問題が質的な問題に転化するということになるのであります。やはり大量処理ということを考えると、刺身包丁で料理するというよりは、大なたをあるつて、なたで木を切る

でありますから、査定ができないような問題がありますから、査定ができないよう客観的条件のもとで、無理をすれば必ず不公平が起きて、今度はそっちのほうの不満が起きる。これもやはり、保険制度で一番怖いわけです。ですから、保険料は払ったけれども保険金はもらえないという問題と、不公平という問題との間を、人間の限りある能力の中でどうするかという、そういう問題として、考えざるを得ないと考えたわけです。

竹内 私は、生活用動産につきましては、現状では全損のみ担保という、従来の建て前を維持するはかないのではありませんか、そのほうがいいのではないかというふうなことを審議会の席上では申し上げました。

それは、なによりも、家財の半損あるいは分損の査定ということが、建物の査定以上に、はるかに難しいと考えられるからです。建物については、地方公共団体の証明を資料として査定するということですから、制度的には公平性が担保されないと見えますと、そのこと 자체が不満、不信をひきおこす原因となります。それを私は非常に懸念したものです。それをおこす原因となりますが、それは私が非常に懸念したものです。それをおこす原因となりますが、それは私が非常に懸念したものです。

いつも保険会社だけの力では査定ができないので、こういう証明にたよらざるをえないとすれば動産についてはおさらば保険会社だけでは査定はできない。そこは、借家人が住んでる人は、地震保険について、自分の家を持つていてる人よりも不利ではないかという議論が出てくるかもしれません。しかし、動産についても、文書で示してそういうことをやるとしあげたわけでございます。

こういう考え方に対するは、それで保険会社だけでは査定はできない。そこは、借家人が住んでる人は、地震保険について、自分の家を持つていてる人よりも不利ではないかという議論が出てくるかもしれません。しかし、動産についても、文書で示してそういうことをやるとしあげたわけでございます。

田中 なにしろ契約者のほうも、契約

も動産については全損しか担保してもらえないといふ点は同じことであって、それがどうも、あとでは、もしそういう場になれば大変厳しくなりますので、ですから、この生活用動産の場合に、たとえば、中高層ビル、そういう住宅にいます者は、これをあまり勧めるなという感じが非常に強いのです。木造住宅の場合はそ

なります。これでは契約者相互間で不公平ではないかという不満が出てくるおそれはないだろうか。そういう不公平にあらはして考えたということは、大月部会長のおっしゃるとおりだと思います。しかし、こういう不公平な結果が出てくるおそれがあるわけですし、損害保険のようにお金を払ってお金をもらうという性質の取引については、どんぶり勘定的な考え方を取り入れますと、そのこと 자체が不満、不信をひきおこす原因となります。それを私は非常に懸念したものです。それをおこす原因となりますが、それは私が非常に懸念したものです。

答申の中でも、その他の審議事項の中で、とくに触れている点であつて、業界のPRと、さらに地震保険のつか計火災保険については、契約を取るときに、その点を十分納得してもらう、それも納得してもらつたことに対するのではなく、文書で示してそういうことをやるというふうに念を押しております。この点は、答申が出て、近い将来に法律改正が実現して、改定後の制度が動きだした段階だけではなく、動きだす前から損保業界として十分対応されるところだらうと思いますが、こうした点にも実際上の難しさはありますね。

田中 なにしろ契約者のほうも、契約も動産については全損しか担保してもらえないといふ点は同じことであって、それがどうも、あとでは、もしそういう場になれば大変厳しくなりますので、ですから、この生活用動産の場合に、たとえば、中高層ビル、そういう住宅にいます者は、これをあまり勧めるなという感じが非常に強いのです。木造住宅の場合はそ

リスト

1979.8.15 (No.698)

れこそ火災による全損ということは、もちろんあります。また建物が半損以上になるケースもあると思うのです。また、水による場合の全損もあると思います。ところが、公団や公社、そういうところで、まして自分は借家だし、でも地震保険はなんとかかけたい、家財にかけられるならかけようではないかというような感じでかけた場合に、あとで非常に問題になりやすい。よく説明をなさいましても、周知徹底というのが、また一つ難しい。契約者側のほうに文書を読みとることがまだ不十分な点もありますので。ですからやはりこういう場合にこうですよ、という事例を挙げて、よくお話を願うようなことが必要ではないだろうか、と非常に思いますね。一つご配慮いただきたいと思いま

れることです。また、水による場合の全損もあると思います。ところが、公団や公社、そういうところで、まして自分は借家だし、でも地震保険はなんとかかけたい、家財にかけられるならかけようではないかというような感じでかけた場合に、あとで非常に問題になりやすい。よく説明をなさいましても、周知徹底といふのが、また一つ難しい。契約者側のほうに文書を読みとることがまだ不十分な点もありますので。ですからやはりこういう場合にこうですよ、という事例を挙げて、よくお話を願うようなことが必要ではないだろうか、と非常に思いますね。一つご配慮いただきたいと思いま

大月 とくに家財の場合には、認定の基準が間接基準ですから、なかなか本人は納得しがたいんですね。はつきりこうなつておりますよ、ということをあらかじめよく徹底しておかないと、家は自分でわかりますが、家財道具のほうは、傷んでいるんだが保険金はもらえない、こういうことになつて、よほど注意する必要があるのではないかと思います。

鴻 竹内さんのいわれた不公平の点、確かに全然残らないということではないけれども、一〇%しかもらえないために

出でる不公平感、そういう層の不公平感の強さというものと、一〇%ももらえないかたた堅固な建物に入っているよう人が持つ不公平感というものの強さを比較すると、やはり全然もらえない人たちの不公平感のほうが強いでしょうね。そういうことがあるから、そういう意味でも、一〇%は出すのだとした点は、関東大震災のときの経験からいっても、そこになんらかの不公平は残つても、やはり一〇%は出すことにしておいたほうがいいのではないかという感じはしますね。

大月 何か手を打つておかないといけないのでなかろうかということで、全然白紙のほうがマイナスが大きいと、こういう感じでございましたけれどね。ほんとうの意味の見通しの問題になりますから、非常に難しい問題だと思います。

竹内 異常事態の下での不満感の爆発

鴻 では、先に進むことにして、次に、分損担保の導入問題と並んで、今回の制度改定の中心問題である地震保険金額の引上げの問題に移りましょう。現行制度の地震保険金額がいかにも低すぎるというような観点から、地震保険金額の限度を引き上げると同時に、付保割合も引き上げるというのが、答申の内容ですが、野村さんからその内容を説明していただければと思います。

□付保割合及び付保金額の限度額の引上げ

野村 現在契約金額の制限といたしましては、法律の第二条で、付保割合は主契約である火災保険の三〇%一律という形でしか入れないというのがございます。また金額の制限といたしましては、

会の途中では、建物につきまして五〇〇万円程度といった案も一時あつたわけですが、この際思いきつて、建物を一、〇〇〇万円、生活用動産は五〇〇万円という金額に引き上げることになつたわけですが、これが参考までに申しあげますと、農協の場合は、建物が二、五〇〇万円で家財が一五〇万円というような制限がございませんが、地震保険の場合には、都市型の制度を十分に講じておいて、いざといふときは断じて筋を通すという覚悟をしておくべきではないでしょうか。

(2) 保険金の支払について

鴻 では、先に進むことにして、次に、分損担保の導入問題と並んで、今回の制度改定の中心問題である地震保険金額の引上げの問題に移りましょう。現行制度の地震保険金額がいかにも低すぎるというような観点から、地震保険金額の限度を引き上げると同時に、付保割合も引き上げるというのが、答申の内容ですが、野村さんからその内容を説明していただければと思います。

鴻 居住用建物一、〇〇〇万円、生活用動産すなわち家財五〇〇万円という限度額の引上げといふ答申内容ですが、この点は可能ならばこういう限度額が現行の制度に比較して何倍になつても構わないというふうにもいえるわけですけれども、

宮城県沖地震に際しましては、非常に通すように応援するのが当然の責任だらうと思います。こういう制度ができる

金額が低いというような批判がございま

も、かなり大幅な引上げであることはいたしかです。それでもまだ低いという議論があるかどうかわかりませんが、この限度額の引上げについてご発言ございましょうか。そうとう頑張ったというのが、率直な感じですけれども。

田中 しままではあまりに低すぎたので、これではかけていてもしようがない

「いかしたといふ感しが、被保険者の間には、ついぶん出ていたと思いますが、今

は、委員の先生方ほとんどみなさんご賛成で、私もつれづれの立場から見て、二三

れならやはりいざ地震というときに、それだけもらえるなら、という気持が出て

くると思うのです。ただ巨大地震の場合ですね、国のほうが出しますにして

○億円ですね。そうした場合には、これ

「いざなみ」とかはもうもらえるだろうなどとは、普及率をよりますと思ひますから

馬一レントンは少し苦しそうに顔をしかめながら、

ればならない大きな要素になつてくるのではないか。頃が非常に大きくな

つただけに、いささかその点が心配です

田辺 この限度の問題は、一兆二、〇

〇〇億円というのは、最大集積損害額と

たとえば三倍に上げると、そうすると一兆二、〇〇〇億円が相当上がるだらうといふ感じを持たれるのですが、実際には、いまの火災保険の普及の分布とまゝものがございまして、頭打ちになつてゐるところと平均とはずいぶん違うわけです。ですから、その限度を上げると、いつせいにみんなが上がるというのではなくて、頭打ちになつてゐる部分が解放されるといひますか、入つてくるといひことで、最大集積損害額に響くのは非常に少ない形になるわけです。ただ、これはみなさんがおかけになつてゐる保険金額の水準が、次第に上がってまいりますと、当然影響が大きくなるわけですが、むしろ大きいのは、三割を五割にするといふことで、これは選択制にしてあります。すが、かりにいま三割の人が、いつせいにみな五割に保険金額を引き上げられたといたしますと、もうこれは、まさしくそのとおり計算上の、三分の五の割合で、最大集積損害額も増えるのです。そのほうが影響がはるかに大きいのです。しかし、限度の問題は、保険会社の立場からいと、むしろやはり商品価値といいますか、魅力のある保険にするために、なるべく限度ではねられる人は少ないほうが多いといふ感じを持つてゐるのです。ただ、これはなにぶんにも、国がまさかのときに、一兆円余といふような

ものを負担して、再保険をするといううなことですから、そこにやはりあるニマムの思想というものが入ってくるのだろうと思うのですね。その辺で、限度というものがどう考えられるかということは、われわれ心配していたのですが、幸いにしてその辺は、財政当局も踏み切られたというのは、大変結構なことだと思います。

黒木 しきの田中さんの疑問にお答えいたしますと、当初の答申のときにも、

ですが、ちょっとと読ませていただきます

くとも関東大震災の程度のものが再来した場合においても、支払保険金削減の事

「態が生じないよう配慮すべきである」とございまして、できたときには、限度額

は三、〇〇〇億円だったわけです。その後四回ほど改正いたしまして、現在一兆

二〇〇〇億円になつてしますが、これは毎月現在の普及率を前提として計算し

であります。必要に応じて隣居祭を上げてきているわけでございます。ですか

えで、契約者も当然今度、原則自動附帯
から大幅に変つるでしようが、その上に

おいて、一兆二〇〇〇億円を超えるよ

うで、国と民間との合計の数字を引き上げる検討を行わざるをえませんし、また

それに合わせて議論していただきました。民間の負担割合も一定のルールをなればいけないという事態が生ずることになると思います。ですから、いまの田中さんの疑問は一応安心していただいとよいのではないかと思います。

田中 被保険者のほうは安心しておかげください、ということですね。

野村 ご自分の契約された保険金額について、一応安心しておいていただきたいわけでございます。

鴻 掛けただけのものは、いざというときにもらえるという建て前になつていいわけですね。いずれにしても、建物一、〇〇〇〇万円、家財五〇〇万円というのは、いまの標準建築費や、標準世帯の家財の金額というものを考えた場合に、まず必要にして十分な額まで引き上げたというふうに理解していい、だいたいそういう考え方で立つてあるということですね。

大月 この問題は、あとの問題にも関係しますが、今度の制度改正では原則自動附帯ということになります。つまり地震保険に入ることは強制いたしません。そうすると、やはりポイントはこの地震保険制度の魅力はどこにあるかということですね。そういう意味では、この一、〇〇〇万円、五〇〇万円という限度額の引上げは自発的にかけようかなという説

1979.8.15 (No.698)

ボーリスト

因になる大きな要素だ、と考えたわけです。二四〇万円では、どちらかといふと、かけてみたってしようがないではないですか。いか、という感じのほうが強い。それで、相当ほかの部局で強い抵抗があつたのですが、私はやるなら一、二〇〇万円限度というところまで引き上げなければ意味がないのではないかと、相当強硬な交渉をしてもらつて、ようやくこれは原案どおり決まったので、一つのメリットではなかろうかと思っております。まあ一、二〇〇万円と五〇〇万円あれば、バラックなり、何かは建ちそうですから。田中　いまはだいぶ高くなつてきてはおりますが、でも、まあ前から見ればずいぶん飛躍的に大きくなつたと思いますね。

鴻　もう一つの問題である付保割合の引上げは、現行一律三〇%を三〇%から五〇%までの範囲内の金額を選択できるということになつておりますが、この選択ができるという点、どういう選択ができるのかという点は、ちょっとこの答申の文言は、わかる人にはわかるけれど、という面がありますが、野村さん、このあたりの趣旨を補足していただけますか。要するに、地震保険金額をどう決めるかという選択の問題になることになるわけですが……。

野村　かりに火災保険に、現在一、二〇〇万円入っておられる方だとすれば、

○震保につきましては、三〇〇%の三〇
範囲内の金額で、地震保険に加入できる
と、そういう意味でございます。
鴻 今話があつたような選択の余地を
こしらえたという点について、田中さん
のご意見をお聞かせください。
田中 結局は、支払保険料がどの程度
開いてくるのかという、ですから保険料
の問題として、私は選択できることは必
要と考えております。やはり自分の生活
設計の中で限度を考えていく上には、
選択の余地があるというのはよいのでは
ないでしょうか。その人びとのものの考
え方も違うと思いますので……。

大月 この選択権を与えるということ
は、やはり原則自動附帯の理論と同じで、
入る人が「私はそういう条件は知らなか
った」といわざない一つのポイントです
ね。三〇〇万にするか四〇〇万にするか
というのは自分で選択する訳ですから。
そういう要素がたくさんあればあるほど
「私は知らなかつた、知らずに判こだけ
押したんです」というようなことがなく
なる要素が強くなりりますね。そういう意
味で、保険料と、実際もう保険金とよ
くご本人が考えて、それで決定をする、
決断をする。どうしても一度考えますか
ら、被保険者が決断をするという意味で、
選択権があるということは、制度として
一つの進歩ではなかろうかと思っており

竹内 満投票を認めたことによつて、大月さんのいわれるよつないわば副次的な効果も考えられますが、選択権を認めた本来の趣旨は、例えは、大きい家に住んでいるが地震保険のために多額の保険料を支払うだけの能力はないから、地震でやられたときはとりあえずのパラックをつくるだけの保険金をもらえば結構だという人は、三〇%になさい。しかし比較的小さい家に住んでいて、それの三〇%ではパラックもできないという方は、五〇%になさったらいでしようといふようなら形で、地震が来たときに、いつたいどれだけのお金をもらって、どれだけのものを作ることができるかということを基準として、それぞれ付保割合を決めていただくことにしておきましょう。それが契約者の本当の需要に応える道だというのが、選択権を認めた主たる狙いだと思います。

鴻 契約者すなわち加入者からすると家計火災保険に入つてその保険料を出すわけですが、結局、これは、火災による危険率というものと、地震による損害の危険率というものを自分で判断して、火災の危険のほうが大きいと思えば、三〇%のほうに地震保険のほうはする。しかし、地震のほうが心配だという人は、火災のほうを低くしながらも、五〇%といばいつけると、こういう選択をやはりするということになるのでしょうかね。選択というものは。

野村 日本の火災保険の負担金額は、世界でも一番低いわけですから、火災保険についてはだいたい満額お入りになるのではないかでしょうか。今年も料率が引き下げられましたし、また来年も下がるでしょうし、満額お入りになるのが一番よろしいかと思いますね。

鴻 できるだけそういうふうにもつていけということが、従来からの関係方面的指導だったと思いますね。

それでは次に進みたいと思います。

(3) 引受方法について

いませんか。

□家計火災保険への原則自動附帯方式

野村 この引受方法というの、非常にわかりにくいのでございますが、事務当局では相当頭を悩ました問題点です。現在は三本建になっておりまして、その理由は、四一年に住宅及び店舗の総合保険だけ自動附帯になったわけですが、その後四年に長期の保険につきましては、原則自動附帯になりました。五〇年には、普通の火災保険に任意附帯が追加されましたので、いま三本建というような形になっております。

現在でもあまり自信がないのですが、途中経過を省略して、結論だけを申しますと、原則自動附帯になったわけであ

るが、この原則自動附帯という言葉は契約者の方はわかりにくいと思いますので、これを契約者の方に、名称を聞いただけですぐ納得を得られるようなもつとわかりやすい名称に変えることを検討中でございます。

ご参考までに現在の数字を申しあげますと、自動附帯が全体のウエートで七八%、原則自動附帯が八%、残りの約一三%が任意附帯です。加入率を申しあげますと、自動附帯は一〇〇%入っていますが、原則自動附帯は約二四%、分母は火災保険として、原則自動附帯を入れる火災保険の中でも、地震保険に入つておられる方が二四%、また任意附帯の場合には

七%の方が地震保険に入つておられるということです。

鴻 そうすると、見通しということは全くわからないわけですが、すべての家計火災保険について地震保険を原則自動

附帯にしたときに、これから引受方式からすると、いまお話をのように、現在原則自動附帯方式をとっているのは二四%ということですが、しかしこれからは、地震保険そのものについての制度の内容が違うですから、それがそのままの

ハーセンテージで行われるということではなくに、より魅力ある地震保険になつたという意味で、そのハーセンテージがある程度は増えるということになるのでしょうか。

田辺 これはほんとうにわかりませんですが、理屈からといいますか、机上の空論で申しますと、いまの原則自動附帯というのは、附帯率二四%だから、要するに平均して二四%になるのではないか

と、いまおっしゃったように、これは魅力が少し出されたのだろうと、そういう意味ではプラスアルファということを考えたいのです。ただそれにしましても、約八〇%、地震保険のうちの件数では八割を占めている自動附帯の方たちが、二十数%になるということは、全体の件数としては、相当減る要素があるわけで

す。それがやはり一番の問題、頭が痛いところなんですねけれども。しかし、これ

はもうこういう結論が出たからにはいたし方がない、なるべくこの説明をよくして、そして契約者の気持によつて、普及が向上していくということを望まさるを得ないのでないでしょうか。

鴻 ブラス・アルファのほかにマイナ

ス・ベータがあるということですね。

大月 一つは、地震がいったい起きるかなという、その感じ方ですね。最近のような空気だと、割合それは、入る人はあるのではないでしようか、地域的に。

大月 一つは、これから議論される問題

ですが、理屈からといいますか、机上の空論で申しますと、いまの原則自動附帯

というのは、附帯率二四%だから、要するに平均して二四%になるのではないか

と、いまおっしゃったように、これは魅

力が少し出されたのだろうと、そういう

意味ではプラスアルファということを考

えたいのです。ただそれにしましても、

約八〇%、地震保険のうちの件数では八

割を占めている自動附帯の方たちが、二

十数%になるということは、全体の件数

としても質問が出ていたと思うのですが。私

とでも具体的にいって、どのくらいの引上

げになるのかなという、そんなたいした

ことはないという当局のお話もあつたと

思うのですが、そのあたりが一つの焦点にもなると思いますね。前に比べて魅力は増したが、さて保険料はということで

どうぞ。

□地震保険料率の引上げ

大月 私は審議会の席上でも申し上げたのですけれども、日本の火災保険料率は国際水準から見ましてべらばうに安いのですよ。これは戦後十何回か下がつて

いるのではないでしようか。私はショット

ちゅう冗談に日本では物価でも鉄道の運賃でも何でもかんでも上がっちゃうのだ

と、下がっているのは保険料率だけではないかというのですが、実際に客観的水準からいっても非常に安いものなので

いるのではないでしようか。私はショット

ちゅう冗談に日本では物価でも鉄道の運

賃でも何でもかんでも上がっちゃうのだ

と、下がっているのは保険料率だけではないかというのですが、実際に客観的水準からいっても非常に安いものなので

いるのではないでしようか。比較的低くなるのではないかでしようか、比較的低

くなるのではないかでしようか、比較的低

くなるのではないかでしようか、比較的低

になるのではないかでしようか、比較的低

になるのではないかでしようか、比較的低

になるのではないかでしようか、比較的低

になるのではないかでしようか、比較的低

になるのではないかでしようか、比較的低

になるのではないかでしようか、比較的低

木かさの増し方は基礎の火災保険料では下がっているし、上がり方もそう大きくないところも今度は三段階を数段階ふやすというようなこともありますからあるわけでしょうね。そうなるとやはりこれは国民への訴え方ですから、ある意味のセンスがないといけないので、単に算術ではないというような感じがいたしますが、そんなに重い負担にならないのではなかろうかなという感じがするのですが、これからは作業によることでしょうね。

野村 現在のこれができましたときには、火災保険料率でみてだいたいその半分程度の料率で地震保険料率が取まるよううにというような思想があつたと思いますが、今回の改正を見ると、火災保険とともに、地震保険が場合によつては高くなるのではないかと思われます。私の個人的な意見を申して恐縮なのですが、保険料率が引き上がる方が考えられましたから、できれば任意附帯にしたらいのではないかと当初はそういうふうに考えておりました。

竹内 原則自動附帯か任意附帯かということですが、法律的に考えれば、原則自動附帯も任意附帯であることに変りはないのであって、ただ契約の際の事務手続きが若干異なるというだけの違いだと思います。いやだと思う人は加入しない自由があることは同じです。しかし、強制

的自動附帯というのは抱合せ販売であります。したがって地震保険の保険料がかなりの額になつてくれれば、建前としても強制的自動附帯はおかしいということになりますのではないかと思います。保険会社としてはそんなにまでして売りたい商品ではないでしょ。また保険会社の社会的責任という観点から考へても、契約者に地震被害から身を守るためにリーズナブルな保険商品を提供すれば、それで社会的な責任は十分果たしたということになりますのではないかと思います。強制附帯まるでして地震被害者を救済する責任は保険会社にはないと思ひます。

ういう意味では魅力あるものだつたらやら…。その魅力がある程度増したと考えたときに、原則自動附帯で一時的に普及率が減退するくらいがあったとしても、実際に地震に対する心配というものは私どもの脳裏から離れませんよね。またとにかく危険地域におります者は、最近のいろいろな新聞報道や書かれたものによりますといつも脅かされているような感じがいたしますので、いざというときの用意にやはり入ろうかという気気になる人は案外あると思います。だから期待に応えられるような商品であるということが大前提だと思うのです。それならば普及していくはずだし、それが本当の意味の普及の仕方ではないだろうかと思います。私は任意附帯の考え方で原則自動附帯になっているけれども、契約者が選ぶんで掛けるのだという、そのあたりをやはり徹底していくことが必要だと思います。あわせて地震保険というのはこういうふうなものだというPRも大いに会社としてやるということは必要だと思いません。

この原則自動附帯の意味だと思いますね。契約を強制する意味ではなくて入るのは自由ですよ、しかし地震保険の制度はあるのですよということは必ずいなさいということに意味があるのでないかと私は思います。だから精神はあくまで制度に魅力をあらしめて期待にそむかないようなものにして、そして入るか入らないかは自由なんですという精神は貢かれていいのではないかと私は思いましたし、そうあるべきだと思います。

鴻 こういう地震保険制度というものを制度として運営するときに、適正附帯率とでもいいましょうか、そのようなものはあるものなのでしょうか。

田辺 それは何ともお答えできないですね。ただいままでの経験といいますか、歴史的には地震保険の普及が少ないのでないかと、普及率が低いではないかといって叱られていたのです。

田中 制度そのものが私などもこういう所に出てやつとわかったという、それでもまだわからない部分がたくさんあるというふうですから、まして契約する者にわからせるというのはなかなか大変だと思います。國もこうして再保険をするのだということとか……。何か自動附帯だというと、保険会社が、もうける手段といった解釈をしやすい、なにしろ保険会社というのはもうけているというようないな意識が掛ける者のほうにあるわけなの

です。だから非常に申し訳ないですが、一銭も利益になりませんよとおっしゃられます。私企業がおやりになつてしることは事実なのですから。けれどもそれは極端にしても売りたくてたまらない商品というのとは違うというお話だと思うのですね。そのところを契約者に知らせる必要があるので……。國もこれだけ閲与しているというそのあたりもですね。

田辺 自動附帯はどうもやはり第一線でもついて説明を怠りがちなんだろうと思います。黙っていても当然付いてくるんだからあまりくだく説明する必要がないという感じがあるのでないかと 思います。

鴻 那では、いままでお話を進めてきたところの今度の制度の改定で、保険料の負担の関係がどうなるのか、その中で料率がどう変わるのか、その料率が変わることと、契約者の保険料の負担といふものの実際の増減という問題がどうなるのか、そういう問題が制度の改善とどういうふうに関係するかといった点について討議を進めたいと思ひます。が、答申にある料率の問題について野村さんは、現在は自動附帯ですから、その点を考慮しまして、料率の開差があまり大

きくならないようなどうような建前でしたが、今回は引受方法の変更を伴い反映させるような方向の答申が出されましたから、できる限り危険度を料率に反映させます。したがいまして、現在は地震保険の料率が地域は三段階ですが、これはかなり数があふれた形になると思います。一つめどとしましては現在火災保険の住宅の料率が八段階になっていますから、段階数の上限としてはこれが一つの参考になるのではないかと思っていまして損害保険料率算定会というのがありますから現在そこのほうで作業を進めている段階です。

田辺 二番目の建物と動産との別体系ですが、これも答申にうたっています。現在は建物と動産につきましては、同じ料率ですが、今回は担保の内容が違いますから当然料率も別体系になると思います。鴻 いまのお話で、分損担保というか、正確には半損担保ということで損補すべき損害の範囲が違つたことによる料率の変更、つまりそれだけ料率が上がるという点は、これは保険の理論からいつ然でしょうね。その内容がどうなるか、いま算定会で算出中であるというお話をですが、地域差の点は現行の料率は総合保険についても自動附帯といふとの関係で多少調整がなされてきている点をが半損を担保することによって当然料率が増えるということ、また、地域的な料率の差をつけることになりましたから、それらを合計したのが、負担の増につながるわけですが、まだ計算を始めた段階なので、細かいことは報告を受けていませんが、私どもが現在まで承知してい

ますと家財のほうは一〇%の給付という原則に戻すということになると、危険度の多い地域は料率が上がることになりますが、これも保険の理論からいつてやむを得ないところでしょう。それから料率の開差というものを考えてみると、数字をつめたらどうなるかわかりませんが、これまでのよろんな調整ということは、これまでのよろんな調整ということは、もしそれません。これは地域とか、収容建物の構造、その分類によつても相当つくると思いますが、場合によつてはむ

1979.8.15 (No.698)

得るということになると思ひます。その分だけ今度は建物のほうに正直に反映されることになりますから、総平均でものを考えてもなかなか的確に判断ができないと思います。これはいろいろやってみないといまの地震保険の料率の算定の理論の構成といふものは結局ほかにやり方がありますから、過去の四八〇年間というよりうな気の遠くなるような記録から地震の再現を仮定して、そしてそれによって現在そういうものが再来した場合に受ける、各地震による各都市の災害率を計算してそれを合計している、簡単にいうと、そういうものですから、そこから考えていつたいどういう分類が一番いいのか、何段階にするのが一番いいかというのは一概にいいがたいと思います。料率の論理としてはまさに四八〇年間、それよりもっと長ければ長いほどいいのだと思ひますが、これはあまりさかのぼっても昔の記録はあるやうでありますから、いよいよ小さな問題もありますから、いまのところそちら辺になっているのです。

が、掛ける契約者が家を持って、そして自分の一生、あとせいぜい三、四〇年というようなことの単位で一世代といううな単位で危険度を考えられるときには、これは地震学者にもよくたどしてみたいと思いますが、私はどうも九州や北海道よりも関東地方のほうが一世代の単位を取つてみると危険度は高いのか、あるいは九州のほうがむしろ高いのかそれはわからないのではないかということを感じましてならないのです。ですからこれは原則自動附帯というか、任意制に入ると、先ほど申し上げましたが、危険度を感じる人がより多く入るであろうということになると、料率全体としては高まる要素になるわけです。日本全体としては危険度が高くなる集団になりますから、それはむしろいいことか悪いことはわからないのですが、一応理論的にはじいた危険度で地方のほうにもかなり普遍的に普及しているという姿は保険の全体の集團としてはいい形ではないかと思うのです。実際にはこれは東海地方の方が今度率の論理からいいますと、四八〇年間の危険度から考えると別に急に危険度をい

まあげなければならぬといふ問題では、いふことはあるのではないか。この辺は全体のいまある料率の分布が變わりますと、具体的に払っている保険料と今度新しく變わるときの格差といふものは、これは地区によつていろいろな違ひが出てくると思いますから、果たして何段階にして、どういう形にしたらいかといふのは非常に難しい問題だと思います。

□料率の引上げと地震保険の普及の問題

鴻 地震保険の料率の問題という点に関連して、契約者の負担について感覚的な面を含めて、田中さんから何かご意見を何えませんか。

田中 何だかいま伺うとずいぶん高く、倍近くというところは普及に影響するかなという感じが正直いつてしましました。ただ一つ私も会議の中でもいったのですが、一般の契約者の中にこの前宮城県沖地震で不満が出ましたね。全損だけではない、分損担保をなぜやらない、当然の権利で分損担保くらいはやるべきだと考へている者がそういう不満をいっていふるとすると、いや今度は分損担保を導入したと格好のいいことをいうけれども、結局保険料を上げてきて導入したのだから契約者の側に立つた改正ではない。というような気持で見る人も中には相当いるのではないだろうか。そのときにこんなに上がるという感じがどこに影響を

及ぼすか、普及率に影響を及ぼすかも知れませんね。分損も担保された、実際の保険金額も上がったなどといいい面だけを新聞などで一般の人たちが見ていると思うのです。すると「ああよかつた」と軽く力を感じているところに、保険料が倍近くなると聞いてなんだ……。これはやむを得ない問題ですからはつきりちゃんと説明して、それで入るというところでいく以外にないのではないかと思います。ただ非常に正直な感じですが倍というと家計への影響は大きいですよね。

竹内 私も、田中さんのおっしゃるように、消費者としては、よい内容の保険品を安く買いたいと考えるのは当然だと思います。しかし、保険も私企業が売る商品なのですから、よい内容の商品は高くなるという原則はここでも貫かれることになります。もちろん、保険会社としては、できるだけ経費を圧縮してなるべく安い保険を売るよう努力していただきたく思います。あとは消費者が各自の家計の許す範囲で選択をするほかない。その選択の幅をなるべく広げることで対処していくはかないと思います。

次に危険度の料率への反映の問題ですが、私は四〇年の答申のときにも、意図的に開差を小さくすることについては賛成しかねるということを申しました。しかし、どうも得心できなかつた問題です。したがつて今回の答申がそういう政

策的・意図的に保険料の開差を小さくするような操作はやめるということをいっているは結構なことだと思います。しかしそういう修正をしないことにすると、あと保険料算定の技術に任されるわけですから、その技術としてどういう算定の仕方をするのかということになると、おそらくこれはまたいろいろ考へ方があり得るのではないかと思います。ある程度の広さの地域とか構造上の差などで区切って集団をつくりそこで料率を決めるということにせざるを得ないわけですから、その集団の決め方としてどの程度が一番合理的かということが問題になります。これは保険会社なり料率算定会なりで十分検討していただけます。

鴻 田辺さんのいわれたように、料率を何段階にするかが難しいところだということですが、少くとも意図的に開差を縮めてくださいという注文だけはしないというのが今回の答申ではないかと思います。

鴻 田辺さんのお尋ねのとおり、料率算定会なりで十分検討していただけます。それは土地を貢うときは安いはずでしょ
る。それなのに地盤のいい所を高い金を出して買った者の負担において、地震保険の保険料も安くせよというの、いさか勝手な議論ではなかろうかと思いま
す。

田中 ですからこれからいろいろな物件を売るうえでも地盤の問題をはっきり表示すべきですね。地盤とか建物の構造とか、消費者は選ぶときにはわからないま
まにいまはだいたいの憶測で選んでいるのですから……。

田辺 もちろん地盤も問題なのです
が、地震保険の場合に稠密な都会であるほど危険性がやはり高いですね。そこは東京に住んでいる人は便利だから住んでいます。

鴻 田辺さんのいわれたように、料率を何段階にするかが難しいところだとい
うことですが、いずれにしても何段階かにしたときに、あるところ以上、またあるところ以下というところで、そこをまとめるという問題が両端にあるわけ
でしょうね。その限りでは、段階を分けること自身もそれは技術的にやむを得ないことだし、また両端に今いったような問題がどうしても出るでしょうね。そういうときに両端のところを比べて、

上と下で二倍にならないようにしたりするものが、竹内さんのいう人為的な操作でいることは結構なことなのですね。

竹内 私は、計算上三倍になると、いうのならそうなってもしようがないのでは
ないかと思います。例えば、地盤が悪ければ土地を貢うときは安いはずでしょ
る。それなのに地盤のいい所を高い金を出で買った者の負担において、地震保
険の保険料も安くせよというの、いさか勝手な議論ではなかろうかと思いま
す。

田中 ですからこれからいろいろな物
件を売るうえでも地盤の問題をはっきり表示すべきですね。地盤とか建物の構造とか、消費者は選ぶときにはわからないま
まにいまはだいたいの憶測で選んでいるのですから……。

田辺 もちろん地盤も問題なのです
が、地震保険の場合に稠密な都会であるほど危険性がやはり高いですね。そこは東京に住んでいる人は便利だから住んでいます。

鴻 最初に巨大災害の取扱いについて
のですが、参考までにいいますと現在は耐火構造では全国が三つにしか分けていませんが、一等地と三等地では約四倍の差があります。木造の場合には二・五倍の差があります。今回の作業の過程でこ
なしに答申がまとめられているわけです。野村さんから答申の考え方の説明をお願いいたします。

野村 巨大災害の取扱いにつきましては審議会の先生方に審議をお願いしましたのは、昨年の国会で宮城県沖地震の場合に、中小の地震に対する手当が厚く度開差が大きくなるのでしきょうが、これ
はやむを得ないという感じがします。そ
うことは、同時に一番下と、一番上で、いま四倍であるものがそれ以上にある程
度開差が大きくなるのでしきょうが、これ
はやむを得ないという感じがします。そ
の開差が三分の八倍になったのでは、こ
れは行過ぎだと当然いわれるでしきょう
が、いまですら四倍の開差があるわけで
すから、それよりも多少開差が大きくな
るものやむを得ないということだろうと
思います。ただ、その際、きめを細かく
やる必要は大いにあるでしきょうね。

いままでのところで、制度改定の具体的な内容の問題は一応全部終えることが
できました。答申が「その他の審議事項」として取り上げている問題について
は、これまでの議論の中でもいろいろ触
れた点もあるかと思いますが、この際ひとわり取り上げてはいかがかと思
います。

田辺 この前のNHKのテレビでもど
なたかがやはりこういう意見をいってお
られました。これは考え方だと思うので
すが、損害保険会社の中でもわれわれチ
ームをつくりましていろいろ検討したの
ですが、先ほど田中さんがおっしゃいま
したように、宮城県沖地震などのような
場合ばかりであれば、査定もやればでき
ないことはないし、料率の引上げも少な
くてすむ。保険らしい保険をつくって少

2 その他の問題点

(1) 巨大災害の取扱いについて

野村 土地の値段には全く関係がない
ので、当然土地も高いけれども保険
料も高いという具合に納得していただけ
るかどうかになってしまふでしきょうね。

鴻 最初に巨大災害の取扱いについて
のですが、参考までにいいますと現在は
耐火構造では全国が三つにしか分けてい
ませんが、一等地と三等地では約四倍の
差があります。木造の場合には二・五倍
の差があります。今回の作業の過程でこ
なしに答申がまとめられているわけです。
野村さんから答申の考え方の説明をお
願いいたします。

1979.8.15 (No.698)

ピュリスト

し保険会社も胸を張ったらどうだというような感じはあったのですが、これは野村さんのおっしゃった制度論がますます大きな災害の場合ほど救わなければいけないのではないかという逆の議論もあります。それと、巨大災害とその他災害をどうやって区分するかという実際問題があります。いろいろ考えたのですが、一番簡単なのはいまの一兆二〇〇億円という最高限度をずっと縮めしまい、一、二〇〇〇億円というような形になると、二、二〇〇〇億円まではいつももらえる、それをオーバーすると保険金を削減していくということを考えると、かなりそういう姿に近いわけです。ところがそれも全部損害を査定しないと削減率が分らない。査定の能力からすれば小さい災害の場合には十分な手当ができるのだといながら、しかしそのために全部査定してしまって二、二〇〇〇億円を上まわるのかどうか。どの位上まわるのかということを判定しないと支払ができないというのは、全く無意味になつて、何のためにそうするのかわからなくなってしまう。中には相当乱暴な意見があつて、非常事態宣言という例の災害対策基本法にあります内閣総理大臣の告示がありますが、それが出たら全損だけで、半損以下は見ないというようなものはどうだという。すると非常事態宣言といふのはいったいどういう状態になつた

ら発せられるのかというのが計量的に分らないと、保険の計算ができないのであります。どれだけの保険金支払になるのか、どういうボリュームのときにどうなるのかという計算ができませんから、これはまさに空論に過ぎないというようなことがあります。これほどだいやはり無理だということなのです。

鴻 巨大災害と中小災害とは、常識的には一見分けられそうでありながら、保険の中でも處理しようと技術的に無理であるということが基本にあるのでしょうか。

竹内 地震保険は、混亂状態の中で多数の人に迅速に保険金を払わなければならぬという事態を想定して考えなければならないわけで、いざとなつたら何とかなるだらうというような甘い考え方で、いまいい格好をしてもらおうと、将来大変なことになるのではないかという気がします。国会などで巨大災害は別にせよとかということをおっしゃった方でも、実際に巨大災害が起きたときには、これは巨大災害だから少額の支払でよいとはななかおっしゃらないでしょ。制度の運用がいざというときにゆがめられるおそれがあるというのでは、そういう考え方には乗りにくいと思います。

鴻 いまはいつももりでいても、どうなつてしましますよ。

大月 雰囲気としてはみんなが災害を受けねば払えというふうに当然いくので

しょうね。もうりりませんという人はい

うのではないでしょか。

鴻 しかし、日本は地震国なので、地震保険の制度を少しでもよくするために、巨大災害・中小災害の問題は、最終的な結論をここで出すというような問題ではなくて、難しいけれども、今後も検討しなければならない問題なのかもしれませんね。

田中 巨大災害のときと、中小とが分けられるとしているがんすつきりするといふ、初めには私も本当にそういうふうに思いましたが、話を伺つていてるうちに、それではなかなか制度として成り立たないといふ問題もわかつてきましたから、

野村 私ども予知学の先生にいろいろな機会にお会いしているのですが、東京に大地震がすぐには起きないようなお話しでは、個人的には楽観しておりますので、予測ができません。

そういうことについても、一般への啓蒙というものが必要ではないだらうかと思ひます。たとえば東京都の防災会議のいろいろな資料や説明を伺つたのですが、あの資料の中では木造建築しか対象になつてないですね。いま東京を考えたときは、巨大災害から少額の支払でよいとは木造建築なんていうよりも、これだけの答申をまとめるにあたつて、保険審議会の損害保険部会長を勤められた大月さんはきわめて重要なことをいつていています。そして、今回の地震保険制度改定の答申をまとめるにあたつて、保険審議会の損害保険部会長を勤められた大月さんは、その指導力というものが全般にわたつて非常に大きかったわけですが、とりわけこの問題についてはそういうことがいえ

ます。たとえば東京都の防災会議のいろいろな資料や説明を伺つたのですが、あの資料の中では木造建築しか対象になつてないですね。いま東京を考えたときは、巨大災害から少額の支払でよいとは木造建築なんていうよりも、これだけの答申をまとめるにあたつて、保険審議会の損害保険部会長を勤められた大月さんは、その指導力というものが全般にわたつて非常に大きかったわけですが、とりわけこの問題についてはそういうことがいえます。そういうことは防災会議の仕事になつてないかと思います。この問題について、野村さんから問題の意味を説明

してくださいませんか。

野村 事務的な説明をしますと、従来の答申では、保険会社の負担限度は今後その担保力が増加するに応じてこれを引き上げる必要があると二行だけしかうたっておりません。総支払限度額が当初三、〇〇〇億円で発足しまして、その後四、〇〇〇億円で四段階に拡大されてきたわけですが、その際民間負担額を三〇〇億円から六〇〇億円、八、〇〇〇億円、一兆二、〇〇〇億円と四段階に拡大されてきたわけです。

鴻 それでは、大月さんから、基本の考え方についてお話を願いいたしま

す。

大月 この問題は地震保険制度 자체の本質にかかる問題だと思います。地震

は四倍になっていますのに民間のほうは

六倍強になっているわけとして、昨年の

四月の改正のときにも、八、〇〇〇億円

から一兆二、〇〇〇億円に総額が増えた

ときにまだ五割増として一、二二五億円

から一、八三七億五、〇〇〇万円に単純

になっているわけです。この問題が一番

最後まで問題になったわけですが、それ

は民間の側から基準が何もないのに民間

の負担額が増えていくのは問題であるの

で、一定の合理的なルールをつくってほ

しいとの強い要望がありまして、いろいろ

財政当局との折衝に時間を要したわけ

ですが、最終的にはこのような大月部会長の含蓄ある文章にまとまりました。

二番目のほうは保険金の支払資金につ

いての政府の特別配慮は現在の法律の第

八条に書いてありますが、それをさらに

具体的に細かく、たとえば地震保険準備

金があってもそれが大地震のあとには換価できない等の事情があるので、そのよいう場合にも政府が資金の融通とかあまりダメージが大きくなつて個々の保険会社の存続が難しくなるということになつてもこれは制度の趣旨に反すると、こんな変更はありません。一の問題について大月部会長からご説明をお願いしたいと

思います。

鴻 それでは、大月さんから、基本の

考え方についてお話を願いいたしま

す。

大月 この問題は地震保険制度の本質にかかる問題だと思います。地震

は民間の力を借りるけれども政府主体の

ものにするのかというニュアンスがある

として民間に任す保険にするのか、あるいは民間の力で保険にするのか、あるいは民間の力を借りるけれども政府主体の

ものにするのかというニュアンスがある

として負担をしていくかというルールを

決めてほしいと、これが民間からの要望

であったわけです。従来そういう一定の

基準というのにならなかったですから、

みんなん基準をつくるということはごも

つともだということですが、どんな基準

にしたらいいかというのはなかなか難し

いわけです。答申をつくる段階でも一定

の基準によってやろうということまでは

意見が一致したのですが、それではいか

なるルールにするかという点についてな

かなか意見が一致しなかつたわけです。

建前は、民間ベースの地震保険制度とい

うことになりきつてあるわけです。それ

に対しても政府が再保険という立場におい

て、これを財政的に後援しようというこ

とに至つているわけです。

そういうような本質からいいますと、

保険会社としてはできるだけこの制度に

協力するという意味で、相応の負担もあ

る場合には負うべきだと思いませんけれど

も、一つは地震保険以外の一般の保険の

ことでのいのではなかろうかと、常識的

められる程度の額と、こういう表現にな

っているわけです。刑法の理論などに期

損害の影響ではかの保険が払えなくなるということになつては大変だし、またあまりダメージが大きくなつて個々の保険会社の存続が難しくなるということになつてもこれは制度の趣旨に反すると、こ

ういうことだとと思うのです。そういう意味でこれはノーロス・ノーブロフィットといふ利益も得ないけれども本質的には損もしないという建前の特別の保険の中

で、それを具体的にどう民間の保険会社として負担をしていくかというルールを決めてほしいと、これが民間からの要望であったわけです。従来そういう一定の基準というのにならなかったですから、

みんなん基準をつくるということはごもつともだということですが、どんな基準にしたらいいかというのはなかなか難しいわけですね。答申をつくる段階でも一定

の基準によつてやろうということまでは意見が一致したのですが、それではいかなるルールにするかという点についてな

いわけです。答申をつくる段階でも一定の基準によつてやろうということまでは意見が一致したのですが、それではいかなるルールにするかという点についてな

いわけです。答申をつくる段階でも一定の基準によつてやろうということまでは意見が一致したのですが、それではいかなるルールにするかという点についてな

いわけです。答申をつくる段階でも一定の基準によつてやろうということまでは意見が一致したのですが、それではいかなるルールにするかという点についてな

いわけです。答申をつくる段階でも一定の基準によつてやろうということまでは意見が一致したのですが、それではいかなるルールにするかという点についてな

リスト

1979.8.15 (No.698)

待可能性の理論なんていふのがあります。そういう意味で表現されているわけです。そして、この趣旨を生かして具体的に計算するときの年数は、だいたい一〇年ぐらいでいまの保険料で填補していく程度であろうということは行政の責任当局のほうにも納得を得ていますから、そういうように世の中で読んでいただけるかどうかは別にしまして、そういう気持の表現でおさまっているわけです。たぶん業界のほうもその程度はやむを得ないだろうという感じではながろうかと思います。一般的にいって一〇年といふのが常識的な一つの区切りであったと私は思います。

鴻 この部分の答申の文章は、多少とも含蓄に富んでいるという面がありますけれども、趣旨とするところはいま大月さんからお話をあつたようなことであり、そういう基本的な考え方方が答申の上にはつきり出たといふ意味是非常に大きいのではないかというふうに思うわけです。この点について田辺さんからご意見なりご感想をお願いします。

田辺 この民間責任限度額と合理的な基準問題は、実は、地震保険の内容改善の問題以前からあった問題です。契約の普及が進んでいて支払予想額が増えていけば、例のいまの一兆二、〇〇〇億円という最高支払限度額はこの保険の制度の本

質上増えていくてもらしいと思うのですが、それと民間の負担限度といふのはです。そして、この負担限度といふのは、何のつど無原則といっては言葉が悪いですが、引き上げられてくるというのは、とてもついていけないという感じがあったわけです。それでいろいろと要望をしていううちに実は宮城県沖地震が勃発した。それで保険内容について改善の余地はないかという問題が出てきたわけですね。業界でもいまの地震保険を現行の内容のままでいいといきる自信はないわけですから、何とかその方法があれば改善をしなければならない、しかしますます担保範囲を広くすると支払が増えるわけでしょうが、それに応じて民間が負担しなければならないということになりますから、何とかその方法があれば改善をしなければならない、しかしますます契約の引受拒否といふ点についても意見を述べているわけですが、苦情処理機関の問題は具体的にはまだお話は出なかつたかもしませんが、一括してこの三つにつけでまとめて取り上げることにしたいと存じます。田中さん、苦情処理機関の問題についてのご希望なり見通しなどはいかがですか。

(3) その他の審議事項

鴻 今度の答申は、「その他の審議事項」で、そのほかに、契約者に対する周知方法の問題、苦情処理機関の設置の問題、警戒宣言が大規模地震対策特別措置法に基づいて出たような場合の駆込み契約の引受拒否といふ点についても意見を述べているわけですが、苦情処理機関の問題は具体的にはまだお話は出なかつたかもしませんが、一括してこの三つにつけでまとめて取り上げることにしたいと存じます。田中さん、苦情処理機関の問題についてのご希望なり見通しなどはいかがですか。

田辺 宮城県沖地震のときの経験で、非常に査定がシビアだという印象を持たれているのですが、私はどうも最初の折衝がますいと全部保険会社はけしからんというふうに思うのです。言ったが勝ちだみたいなふうになるとまた大変でしょうから……。

田辺 宮城県沖地震のときの経験で、非常に査定がシビアだという印象を持たれているのですが、私はどうも最初の折衝がますいと全部保険会社はけしからんというふうなことになってしまって、たとえば電話の問合せがたくさんきたらいのですが、そのときにも担当者が、「全部やられたのですか」と聞いて「いや全部ではない」と答えると「それじゃだめです」といつて、忙しいからでしょうが、ガチャンと切つて全然それから行きもしないと、そういうようなことがだんだん感情的な、最初の折衝がやや悪かった、対応が悪かったのだという感じがしますが、実際にはかなりちゃんとした査定、厳し過ぎるといわれるような査定で

ふん大胆だな」というような発言も産業界の委員からありました。それだけに非常に民間企業としてはシビアに考えておりませんけれども、この考え方であります。まだ具体的な算定方式といいますか、基準について大臣のほうが聞き入れてくれたというわけではありませんけれども、この考え方を受け入れられたということは非常に結構なことだと思います。

田中 いまから準備を進めていくといふ、業界が設置主体になるわけですね。

田辺 そうです。

田中 それで公正な第三者がどのくらいの規模でどんなふうにたずさわるのでしょうか。業界が設置主体になつてい

ピュリスト

はないことをやっているのです。感じましたのは、いまの損率を計算する際に、損害額はもちろん、現在の時価をどう見るかなどの点について見解の相違が出てくるわけですが、どうもやはり契約者は当事者である保険会社相手だと疑心暗鬼、いわれてもどうしても納得がいかないというような感じもございます。これはやはりものごとの性質上両方が信用できる第三者というような方で、そういう苦情処理ができれば一番よろしいのではないとかということを感じたのです。この答申にもこういうことで表現されました、が、具体的にはおっしゃるよう非常に難しいです。やはり県単位ぐらいには、建築学とか、あるいは法律常識的な方とか、そういう専門家、学識経験のある方にあらかじめ委嘱をしておかなければならぬと思うのです。これは一般商品の苦情処理と違つてしまつちうあるわけではないのです。いつあるかもわからないといふものですから非常にやりにくいです、が、その辺をいまからどうやっていくべきなり全国に全部それをやれるかどうかというような疑問もございますが、枢要なところからやつていつたらと思ひます。しかし実際に起きた場合にどうしたら一番働きやすくなるかということはこれからもいろいろお知恵を拝借しなければいけないと思います。

N 答申に対する各界の対応

1 損害保険業界の対応

鴻 以上の三つの問題は、一応これでよろしくおきますか。

地震保険制度の改定の問題について、これまでいろいろご議論をいたいたわけですが、今回の答申が出たあとで、損害業界としても、あるいは消費者サイドとしても、どういうふうにこれを受け止めているのかということをお伺いしたい

と思います。そして、答申は出たけれども、その制度の運用の上で、また、制度は改善されたがなお残されている問題があれば、それは何かという点についても、お伺いできればと思います。そのあとで、答申が出た現在、これから行政當局としては、もちろんできるだけ早くこれを法律改正に持っていくわけですし、また、法律改正が実現したあとの法の運

用といふものもなかなか大変かと存じますが、その辺をいまからどうやっていくべきなり全国に全部それをやれるかどうかというような問題もございますが、枢要なところからやつていつたらと思ひます。しかし実際に起きた場合にどうしたら一番働きやすくなるかということはこれからもいろいろお知恵を拝借しなければいけないと思います。

田辺 答申が出ましたからその線に沿

つて今度はいいよ具体的なことを考えていかなければならぬわけです。これは従来から引き続きその作業をやつ正在ですが、とくに査定基準、全損、半損という、全損についてはいまでもあるのですが、半損の査定基準、これをつめていかなければいけないし、実際の査定の作業で、ワークできる方法というのを開発しろということで作業を進めているわけです。実際の場合にこれは専門家が全部査定をするわけではございません。地震損壊の専門家というのは非常に少ないわけです。一般業務に携わっているのかということをお伺いしたいと思います。そして、答申は出たけれども、その制度の運用の上で、また、制度は改善されたがなお残されている問題があれば、それは何かという点についても、お伺いできればと思います。そのあとで、答申が出た現在、これから行政當局としては、もちろんできるだけ早くこれを法律改正に持っていくわけですし、また、法律改正が実現したあとの法の運用といふものもなかなか大変かと存じますが、その辺をいまからどうやっていくべきなり全国に全部それをやれるかどうかというような問題もございますが、枢要なところからやつていつたらと思ひます。しかし実際に起きた場合にどうしたら一番働きやすくなるかということはこれからもいろいろお知恵を拝借しなければいけないと思います。

田辺 答申が出ましたからその線に沿

には書いていませんが、地盤損傷の問題があるわけです。建物の損害を損害保険のほうでは見るわけですが、しかしそれがのつている地盤がやられてしまってもこれはぶち壊さなくては住めないという場合はもちろんこれは全損になるわけですが、損保のほうはいまでも全損の認定の査定基準、これをつめいかなければいけないし、実際の査定の作業で、ワークできる方法というのを開発しろということで作業を進めています。その辺をできれば国の認定基準、専門家が全部査定をするわけではございません。地震損壊の専門家というのは非常に少ないわけです。一般業務に携わっているのが、たゞ、理想をいえば両者でもつて一つの具体的な基準をつくる作業を進めています。この辺は各省庁のご協力をお願ひしなければならない問題があるわけでありますが、それがある程度できますと、これを集約していかに約款にこれを盛るか、先ほど申しました契約の条件といふものをそこではつきりさせなければならぬ。査定基準の要約したものはやはりパンフレット等で契約のときにわかるように用意する、あるいは配るということも考えなければいけない、そういう作業がこれからあるわけです。今度の改定は国際的なものでみなさんがなるべく早くやれ会のほうでもみなさんがなるべく早くやれというような感じもありますので、一日もこれはじつとしておれない状態です。これからあるわけです。今度の改定は国際的なものでみなさんがなるべく早くやれという意見もございま

1979.8.15 (No.698)

ほど来出でています保険料率の計算、いろいろな判断、これは料率算定会のほうのことですが、これも急がなければならぬということです。せっかくこういった答申をいただいたのですから、これに沿ってそしてまた契約者の満足とまではいかないけれども、理解が得られるような、よかつたな、いいなという理解が得られるようにしなければならない。

2 消費者サイドの対応

鴻 それでは、つぎは、消費者の立場といつては何ですが、田中さんから何なりとご意見をどうぞ。

田中 まだ広く消費者のみなさんたちがどうこれを受け止めているかというふとを私、伺っているわけではないのですが、ある意味では以前から見て、いろいろな点で改善されたと私は見られるのではないだろうかと思います。ただ先ほどからいておりますように、なかなか実際に全部を理解して評価をするというところに立つには時間がかかると思います。例えば生活用動産の分損は無理にしても、半損がなぜ導入できないのかという意見が実際に出てくると思うのです。それから居住用の建物についてももう少し段階があつてもいいとかいろいろな意見が出てくると思いますが、やはり全体を通して読んでいただくということが必要だと思いますし、この答申全体をもう要だと思いますし、この答申全体をもう

少しあかりやすい言葉で、読みやすい言葉でみんなんに地震保険制度そのものを理解してもらお、現状ではこういうこと

だということを理解するための啓蒙を行

政としてやつていただく必要があるので

はないだらうかというふうに思います。

それから、全体的に見て、いまの現状ではこういう形で一步ずつ前進させていくという、だから一般の消費者からこれ

によつていろいろな意見がまた出てくる

と思いますが、私自身気がつかなかつた

ところもいくつかあるかもしませんの

で、そういうときには、地震保険とい

う、新しい商品なのですから柔軟にまた

対応して見直すということを一つの前提

条件としてお願ひしながら一步前進した

のではないかというふうに受け止めています。

鴻 いま田中さんからお話をあつた啓蒙という点ですが、地震保険の制度は答申だけを見たのではなくわからぬ

し、改正法が実現しても、法律の規定

は、地震保険という制度の性格上素人にはなかなかわかりにくいう一面があります。

鴻 今まで、平易な言葉でわかりやすく書いた「地震保険のしおり」みたいなものを作る必要があるかもしれませんですね。そして、あらゆる機会にP.R.することが必要かもしれないということをいま

お話を伺つていて考えました。

田内 第一に、私は今回の答申にあた

順みたいなものについて野村さんからお話をお願ひいたします。

3 行政当局の対応

しかし第二に、今後つめるべき問題も

かなり残されているわけでして、ただいまお話をありましたような苦情処理体制の充実もそうですし、地方公共団体にあらかじめどのようなお願いをしておいた

と/or 来年の四月一日からこれが実施されると、最大限の努力を払つてもらいたいと考えています。

野村 この答申を受けまして、現在法

制局と法律の文案をつめている段階で

す。今後のことですが、予算が審議されると、国会に提出されると思いますが、遅くとも来年の四月一日からこれが実施され

るよう最大限の努力を払つてもらいたい

と考えています。

鴻 業界のほうでは、いまの野村さん

のお話にあつたように、かなり早い時期から実施されることもあるということ

で、今から作業を進めておられるわけですか。

田辺 ええ、いまの意気込みではそう

いうつもりですが、なにぶんにもこれは代理店を含めて第一線の理解にいたるま

でに相当な期間が必要だと思いますので、その辺も今後つめていかなければなりません。

鴻 それで、今回の答申の全体につ

いて竹内さんからご意見をどうぞお願ひします。

竹内 第一に、私は今回の答申にあた

たいた結果、私は地震保険制度は大幅な前進を遂げることができたということ

をたいへん喜んでいる者の一人です。

ただし、第二に、今後つめるべき問題も

かなり残されているわけでして、ただいまお話をありましたような苦情処理体制の充実もそうですし、地方公共団体にあらかじめどのようなお願いをしておいた

ら、公正な証明書が円滑に出してもらえるかという問題も考えていただきなけれ

ばなりませんし、それから約款の文言につきましても正確でかつわかりやすい文言を選択するための工夫が必要だらうと思います。こういうような具体的なつめの問題が今後残されているわけでして、これについても業界ならびに大蔵省の尽力を

お願いしたいわけですが、その段階で問題が出てきて私どもが見落としていたよ

うな点があれば、これははつきりご指摘いただくということがありがたい。そ

すればわれわれとしても再び見直す機会が得られるのではないかうかというふう

に思つてます。

三番目の問題は、先ほど来いわれてい

ることですが、地震保険の場合には事故が起きたときには異常心理になるとい

うことが一番懸念されるわけですが、保険会社としては、払うべきものは何もない

われなくともさっさと払う反面、払うべきでないものは決して払わないという態

度を堅持すべきでしょう。消費者としてかなり思いきった改善のために努力をい

も、事故が起きたときに、正当な権利を主張するのは当然のことですが、反面において、筋の通ぬ要求を衆をたのんでするというような態度はとるべきでないし、まして政府や政党が多数の者の主張だという理由で、それを通させるために政治的な圧力を加えるというようなことがあつては、これはゆゆしいことだと思います。そんなことが行われたのでは政治国家ではなくなってしまうわけですから、そういうことのないようきちゃんと筋道の通った合理的な解決がはかられるようにしていただきたいと思います。

鴻 この座談会の締めくくりの意味で、この答申をまとめるのに中心にならえて一番ご苦労された大月さんからご意見をいただきたいと存じます。

大月 私もあまりこういう問題の専門家でないのに部会長の役目を仰せつかりまして、これだけの答申ができるということは委員のみなさんのご協力のたまものと非常に感謝いたしているわけです。

一つは保険というものになかなかじみにくい地震保険というものですから、本質的にいろいろ理論的な立場と現実に可能な体制というものとの間に常に調整を要する問題を含んでいるわけです。この点が一番難しい点ですが、現段階において可能な限りぎりぎりのところの調整ができるのではなかろうかと思います。そういう意味で竹内さんがおっしゃ

ったような感じを私も持っています。第二の問題は、やはりこれは地震という異常な事態が起きたときの保険契約者である、大衆というものを相手にする制度だということは、やはり基本的に考えなくてはいけない。そういう意味であります。第二は答申にも書いてありますように査定の基準を明確にして、疑義を残さないようにしておくことが第一です。第二は答申にも書いてありますようにその内容を完全に周知徹底させるといふこと、第三は、これから作業をされることは、保険料の算定に際して、要するにこの制度が加入者にとって魅力があるかどうかという、加入が自由である

鴻

制度ですから、保険料と内容とのバランスをとるということについては商品を魅

力あらしめるために十分慎重なるご検討をお願いいたしたい。以上、私は三つの意見を申し上げておきます。

鴻 田中さん、何かつけ加えられることがございましたら、どうぞ。

田中 すべてを明らかに、分かりやすく契約者に知らせる、特にデメリット情報

報を恐れずはつきり知らせる、それが基本ではないでしょうか。全損、半損の

基準も明確にさせる必要があると思い

ます。その上で契約者が自分の責任で契約する、そうしなければトラブルは避けられないでしょう。会社はもちろん契約者も

その方向をめざしていくべきですが、本来保険は分かりにくい商品だけに特に契

つたような感じを私も持っています。

う異常な事態が起きたときの保険契約者である、大衆というものを相手にする制度だということは、やはり基本的に考えなくてはいけない。そういう意味であります。第二は答申にも書いてありますように査定の基準を明確にして、疑義を残さないようにしておくことが第一です。第二は答申にも書いてありますようにその内容を完全に周知徹底させるといふこと、第三は、これから作業をされることは、保険料の算定に際して、要するにこの制度が加入者にとって魅力があるかどうかという、加入が自由である

鴻 この座談会の締めくくりの意味で、この答申をまとめるのに中心にならえて一番ご苦労された大月さんからご意見をいただきたいと存じます。

大月 私もあまりこういう問題の専門家でないのに部会長の役目を仰せつかりまして、これだけの答申ができるということは委員のみなさんのご協力のたまものと非常に感謝いたしているわけです。

一つは保険というものになかなかじみにくい地震保険というものですから、本質的にいろいろ理論的な立場と現実に可能な体制というものとの間に常に調整を

要する問題を含んでいるわけです。この点が一番難しい点ですが、現段階において可能な限りぎりぎりのところの調整ができるのではなかろうかと思います。そういう意味で竹内さんがおっしゃ

った点の配慮をぜひお願いしたいと思

います。

鴻

では、野村さんから発言をお願い

して、終わりにいたしましょうか。

野村 現在いろいろあります制約を考

えますと、今回の答申は自分でいうのも

何ですが、一応の評価ができるものと思

います。今後とも地震に関する研究、査定方法等の進展をふまえ、社会のニーズに対応して、適宜見直しをしていくことが必要と考えています。

鴻 みなさんから、まとめのご意見を

聞かせていただき、どうもありがとうございました。

今回答申された地震保険制度の改定を

約者のために常時相談窓口を開いて、疑問に答えるシステムを確立してほしいと思います。

もう一つ、たしかにこの答申は公平であります。しかし、その反面契約者の立場からみて、どうかの参考として役立つことを切に望む

もう一つ、たしかにこの答申は公平であります。しかし、その反面契約者の立場からみて、どうかの参考として役立つことを切に望む